

業務委託契約に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和8年2月19日

香川県知事 池田 豊人

1 公募に付する事項

(1) 委託業務名 香川県庁地下駐車場及び香川県警本部庁舎駐車場パーキングシステム保守点検業務

(2) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 委託業務の概要

香川県庁本館地下駐車場及び香川県警本部庁舎地下駐車場のパーキングシステム保守点検業務

1) 保守点検の対象

パーキングシステムを構成する各種装置(全自動精算機、駐車券発行機、カーゲート、自動料金計算機、データ収集機、駐車場管理ソフト、駐車管制装置など。すべてアマノ(株)製で、全自動精算機(県庁地下駐車場のみに設置)は三菱プレジジョン(株)製の装置が埋め込まれた特別仕様のもの)

2) 保守点検の内容

装置が常に正常かつ良好な機能状態を保てるようするための動作確認、機器の調整、磨耗部品の交換など

3) 保守点検回数

県庁地下駐車場・・・各月1回の定期点検(12回)、機器不調時等の随時点検(別途県が指示する時(年8回程度))

県警本部庁舎駐車場・・・年3回

4) その他

- ・1回の点検完了毎に報告書を提出すること。
- ・県庁地下駐車場については、一定金額(別途協議)以下の交換部品代は点検業者側の負担とする。
- ・県警本部庁舎駐車場については、故障等の修繕にかかる交換部品代は警察本部の負担とする。
- ・再委託は禁止する。ただし、点検機器の調査、交換部品の調達などのためにはアマノ(株)及び三菱プレジジョン(株)の協力が必要となる可能性が高いため、この両社への一部再委託について、あらかじめ県から書面による承認を得て行うことは可能。
- ・請負者は、契約締結後、業務の実施にあたっては使用者として、労働関係法令等を遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、県の係員が実地調査を行う場合がある。なお、実地調査を実施する際は、関係書類の提出等協力すること。

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 香川県内に本店又は営業所、活動拠点を有する法人又は県内に住所を有する個人
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - 1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - 2) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員ではないこと。
- (7) 香川県税に滞納のない者（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出しなくてよい。）

3 応募方法

応募意思表明書（様式任意）を財産経営課に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。（期間内必着）

【持参の場合】

（受付期間）令和8年2月19日（木）から令和8年3月3日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

【郵送又は電子メールの場合】

（受付期間）令和8年2月19日（木）から令和8年3月3日（火） 17：15まで

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書が2者以上から提出された場合は、後日、県より提示する業務仕様書を参考に、保守点検計画書の案を提出していただき、保守点検計画書により県が受託可能であると判断した応募者の中から見積書徴収または指名競争入札により契約者を選定します。

5 契約書作成の要否

要します。

6 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

7 質問等

- (1) 業務内容について質問等がある場合は、令和8年2月26日(木)10時までに下記連絡先までFAX又は電子メールにて連絡してください。なお、FAX又は電子メールを送信した場合は、送信した旨、必ず下記連絡先まで電話連絡してください。
- (2) 現場の確認が必要な場合は、令和8年2月26日(木)10時までに下記連絡先まで電話連絡してください。

8 その他

この業務は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときに効力が生じるものとする。

9 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部財産経営課 総務・施設管理グループ 担当者：西岡

TEL：087-832-3075

FAX：087-806-0213

E-mail：zaisankeiei@pref.kagawa.lg.jp